

平成20年10月9日
独立行政法人国民生活センター

「高齢者被害特別相談（高齢者110番）」実施結果

ますます深刻化する高齢者の消費者被害を未然に防ぎ、被害拡大を防止するため、9月18～19日にかけて、8都県市¹・3団体²と共同して特別相談を実施した。国民生活センターには、52件の相談が寄せられた。以下、実施結果を報告する。

1. 国民生活センターにおける実施概要

期日・平成20年9月18日（木）～19日（金）

時間・10:00～16:00

場所・国民生活センター相談部（特別電話回線を設置した）

2. 集計結果

国民生活センター及び、8都県市・3団体で受付けた高齢者（60代以上）被害に関する相談は306件であった。そのうち、国民生活センターには、52件の相談が寄せられた。

(1) 契約当事者の性別・年代

契約当事者の性別は、男性25件・女性25件（不明2件）であった。

年代別内訳は次の通り。

60代…………… 8件(15.4%)

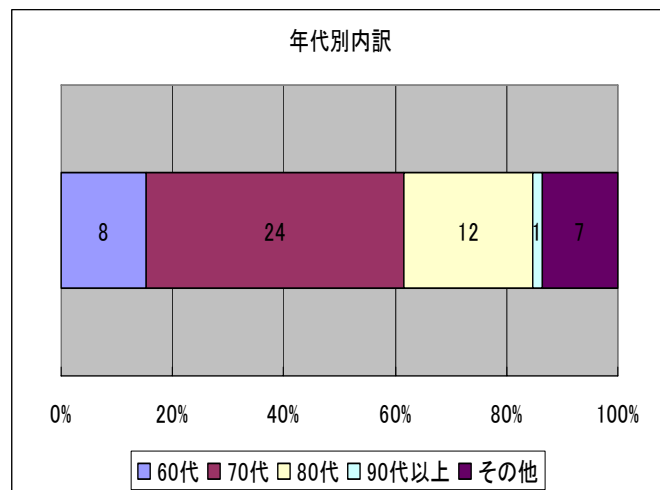
70代…………… 24件(46.2%)

80代…………… 12件(23.1%)

90代以上… 1件(1.9%)

その他…………… 7件(13.5%)

(年齢の確認が取れなかった等)



¹ 東京都消費生活総合センター，埼玉県消費生活支援センター，千葉県消費者センター，かながわ中央消費生活センター，さいたま市消費生活総合センター，千葉県消費生活センター，横浜市消費生活総合センター，川崎市消費者行政センター

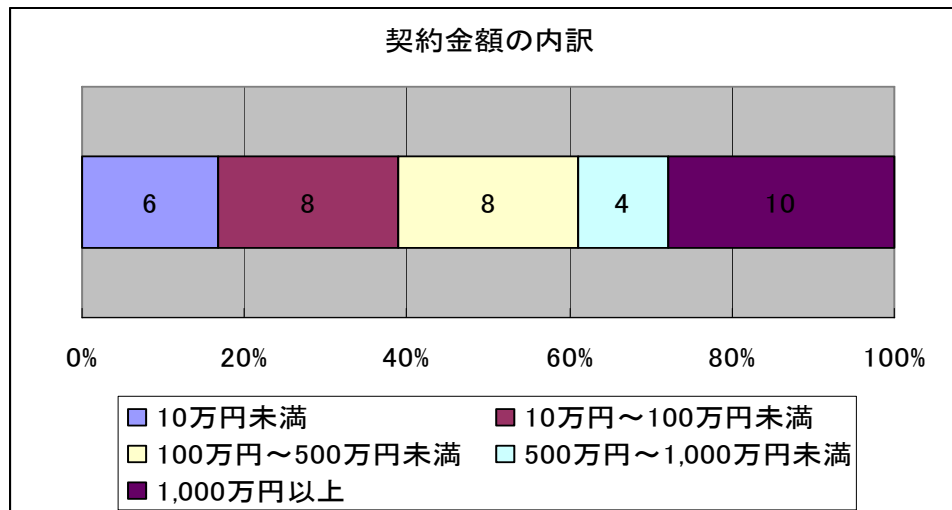
² 社団法人全国消費生活相談員協会，社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会，財団法人日本消費者協会

(2) 契約内容

契約内容で多かったのが、「未公開株」(10件)、「先物取引」(6件)であった。そのほか、「株式」「利殖商法」「老人ホーム」(いずれも3件)などの相談も見られた。

(3) 契約金額

契約金額が100万円を超える契約が22件あり、うち1,000万円以上の契約も10件寄せられた。平均の契約金額は約930万円である。



3. 相談の特徴

- ①株(未公開株含む)、先物取引、事業への投資や利殖に関する相談が多く寄せられ、その多くで、解約や返金が極めて困難な状況に陥っている。
- ②契約金額において、1,000万円以上の相談が2割近くを占めた。高齢者の消費者被害は高額かつ深刻であることが判る。
- ③架空請求(振り込め詐欺的手法を含む)に関する相談としては、息子や孫を装われ、つい振り込んでしまった、などのケースが寄せられた。
- ④有料老人ホームに入居したものの、体調の急変や、他居住者とのトラブルにより、短期間で退去に伴う解約による返金額に関する相談が寄せられた。
- ⑤年金や高齢者医療負担についての相談も寄せられた。

4. 相談事例

国民生活センターに寄せられた相談から、典型的な事例を紹介する。

(未公開株・先物などのトラブル)

①半年前、セールスマンが「儲かる」などと言って高齢の母に未公開株の購入を勧誘した。一度は家族で追い返したが、母がセールスマンを孫のように気に入って、1,000万円分ほど購入してしまった。その後も、内緒で購入代金としてお金を振り込んでいる様子。「未公開株は誰にも買い取ってもらえない」と注意をしても、全く聞く耳を持たず困っている。

(契約当事者：80代・女性・無職・北海道)

②2年前、業者に勧められて未公開株を購入した。その後、10社程度の株やファンドに合計1,300万円を投資したが、連絡が付かない。返金して欲しい。

(契約当事者：80代・女性・家事・千葉県)

③3年前に「儲かる」と電話勧誘を受け、未公開株を契約した。送付された資料には、自治体認定事業を行う事業者であったので信用し、50万円を2回支払った。そのほか、上場予定の証券会社だと説明された未公開株代金として、120万円を振り込んだ。株券も届き、名義変更も済ませているが不安だ。売却できるか。

(契約当事者：70代・男性・自営業・愛知県)

④コーンの先物相場に600万円を投資したが「米国金融不安のあおりで50万円になってしまった」と電話があった。「あと600万円を追加で支払えば、明日1,200万円を返す」と言われているが、怪しいのでお金は払っていない。どうすればよいか。

(契約当事者：80代・男性・自営業・神奈川県)

⑤未公開株の被害者の会を名乗る団体から「名簿が暴力団に流れないため」と言われ、ファンド購入を勧められて不安。数年前に未公開株を350万円で購入したことがある。その時の被害回復はもう希望しないが、名簿が暴力団に流れるのは困る。どうすればよいか。

(契約当事者：70代・女性・無職・千葉県)

(歌集への掲載料を求められた)

短歌を趣味としている母に、ある業者から「特別に選ばれたので歌集に掲載したい。掲載料として6万円払ってほしい」と勧誘があった。向こうから掲載を頼んで来ているのに、こちらが掲載料を支払うのは不自然だ。どんな先生が選び、どの部分が良いとして掲載されるのか等、担当者は説明すらできない。悪質業者ではないか。

(契約当事者：80代・女性・無職・北海道)

(有料老人ホームの入退居に関するトラブル)

①夫が有料老人ホーム入所2日後に、病院へ入院することとなった。病院から戻れそうになるので退去したい。契約書類は、手配してくれた娘が持っており、入居金など契約内容の詳細は判らない。どのくらい返金されるのか。

(契約当事者：90代・男性・無職・東京都)

②有料老人ホームに夫婦で入居した。後に入居した人と折り合いが悪く、職員も対応に協力してくれない。食事内容も徐々に貧弱になったこともあって、6ヵ月後に退居した。半年しか入ってないのに、入居金として支払った3,500万円から1,200万円が差し引かれた。もっと返して欲しい。

(契約当事者：70代・男性・無職・神奈川県)

(高齢者医療・年金に関する相談)

高齢者医療保険の保険料が高い。算出方法を市役所へ訊きに行ったが、説明をしてくれなかったが、どこもこのような対応なのか。十分な説明を受けたいがどうすればよいか。

(契約当事者：70代・男性・給与生活者・静岡県)

5. 消費者（特に高齢者）へのアドバイス

- ① 高齢者の契約トラブルでは、契約金額をすでに全額支払っているケースも多く、金融関連トラブルでは、既払金を全て失ってしまうというケースも多い。利殖や投資のうまい話は、たとえ勧誘をされても即決せず、信頼のおける人にまず相談することが大切である。
- ② 金融商品は、リスクが常につきものである。生活資金や老後資金をまず手元に残し、余裕資金だけを充てるのが望ましい。また、未公開株などに投資経験のある顧客名簿を用いて、「被害を取り返す」などと謳い、さらなる出資を募る、二次被害とみられる相談も寄せられているので注意する。
- ③ 商品やサービス全般について、迷ったり、疑問を感じたら、身近な消費生活センターに相談すること。

※共同実施した各地センターの集計結果については、東京都消費生活総合センターのホームページにおいて公表を予定している。